3　「当期控除額④」の欄は、⑴、⑵及び⑷に掲げる法人にあってはそれぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、⑶に掲げる法人にあっては㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内及び㈢に掲げる金額が㈣に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）を提出する法人（⑵、⑶又は⑷に掲げる法人を除く。）

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

［㈡　略］

⑵　第６号様式別表１を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「合計」及び第６号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「合計」の各欄の金額の合計額

［㈡　略］

⑶　第６号様式別表１の２を提出する法人

㈠　この明細書の外国法人の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

［㈡　略］

㈢　この明細書の外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

［㈣　略］

⑷　第６号様式別表１の３を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

㈡　第６号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額

4　法第53条第24項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

3　「当期控除額④」の欄は、⑴、⑵及び⑷に掲げる法人にあってはそれぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、⑶に掲げる法人にあっては㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内及び㈢に掲げる金額が㈣に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）を提出する法人（⑵、⑶又は⑷に掲げる法人を除く。）

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

［㈡　同左］

⑵　第６号様式別表１を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第６号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

［㈡　同左］

⑶　第６号様式別表１の２を提出する法人

㈠　この明細書の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

［㈡　同左］

㈢　この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

［㈣　同左］

⑷　第６号様式別表１の３を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

㈡　第６号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額

4　法第53条第24項又は令和２年旧法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（これらの規定に規定する控除未済還付法人税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。